

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	山川 義介
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年11月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ALBERT
証券コード	3906
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山川 義介
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士 石村 信雄
電話番号	03-3501-2651

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山川 奈緒子
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士 石村 信雄
電話番号	03-3501-2651

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月22日
訂正箇所	変更報告書提出事由の追加

## (訂正前)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したため

## (訂正後)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したため  
保有目的の変更